

岐阜県公報

第 二 千 十 九 号
平成二十一年一月三十日
(金曜日)

目次

規 則

岐阜県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則 知事の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(行政改革課)	六九 <small>ページ</small>
人事委員会規則	(同)	六九

岐阜県人事委員会の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則を廃止する規則

(人事委員会) 七〇

告 示

有害興行の指定	(男女参画青少年課)	七〇
保安林に指定する予定である旨の通知	(治山課)	七〇
岐阜都市計画区域の変更	(都市政策課)	七三
各務原都市計画区域の変更	(同)	七五
都市計画の変更	(同)	七五

公 示

行政書士法による聴聞の実施	(法務・情報公開課)	七七
特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課)	七八
土地改良事業の工事の完了	(農地計画課)	七八

規 則

岐阜県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六号

岐阜県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県手数料徴収条例施行規則(平成十二年岐阜県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号の二及び第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号及び第五号を削り、同条第六号中「電子情報処理組織」の下に「(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)」を加え、同号を同条第三号とし、同条中第七号を削り、第八号を第四号とし、第九号を第五号とし、第十号を削り、第十一号を第六号とし、第十二号を削り、第十三号を第七号とし、第十四号から第十七号までを六号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二十一年二月十六日から施行する。

知事の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七号

知事の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

知事の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十六年岐阜県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表二の項から六の項までを削り、同表七の項中「第百二十六条第一項」の下に「第一号から第七号まで」を加え、同項を同表二の項とし、同表八の項中「第四条第六号（岐阜メモリアルセンターに係るものに限る。）及び」を削り、同項を同表三の項とし、同表中九の項から二十五の項までを削り、二十六の項を四の項とし、二十七の項を五の項とし、二十八の項を六の項とし、二十九の項を削り、三十の項を七の項とし、三十一の項を八の項とし、三十二の項を九の項とし、三十三の項及び三十四の項を削り、三十五の項を十の項とし、三十六の項を十一の項とし、三十七の項から三十九の項までを削る。

附則

この規則は、平成二十一年二月十六日から施行する。

人事委員会規則

岐阜県人事委員会の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十一年一月三十日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第一号

岐阜県人事委員会の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則を廃止する規則

岐阜県人事委員会の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十六年岐阜県人事委員会規則第八号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十一年二月十六日から施行する。

告 示

岐阜県告示第五十四号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十一年一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定興行

種 類	題 名	等 級	配 給 会 社 名 等
映 画	女豹の檻 いけにえ乱交 モトリー・クルーのゲインスター！ 〜アルマゲドン危機一発〜 性犯罪捜査 淫欲のえじき 本番オーガニシヨソ やらねっばなし 夫婦夜話 さかり妻たちの欲求		オーピー映画 東北新社 オーピー映画 新東宝映画 オーピー映画

2 指定年月日

平成21年1月30日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの

と認められる。

岐阜県告示第五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

岐阜市伊奈波山西洞二、伊奈波山東洞三、伊奈波山北洞四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

岐阜県知事 古 田 肇

山県市中洞字坂之谷七七〇の1

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山県市大字長滝字名古屋洞七五三の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

本巣市根尾高尾字平岩九二の一三一から九二の一三四まで、九二の一五六、九二の一五七

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日六合字谷東二一八四の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町谷汲神原字八矢洞九六五、九八九の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

本巢市根尾越卒字山王六九八の四（国有林）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

岐阜県告示第六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定により岐阜都市計画区域を次のように変更したので、同条第六項において準用する

同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十一年一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画区域の名称

岐阜都市計画区域

二 都市計画区域に含まれる土地の区域

岐阜市の行政区域の全域

岐南町の行政区域の全域

笠松町の行政区域の全域

北方町の行政区域の全域

瑞穂市 馬場、生津、本田、只越、別府、穂積、稲里、十九条、牛牧、宝江、野白

新田、野田新田、祖父江、東美江寺、馬場前畑町一丁目から三丁目まで、馬場上光町

一丁目から三丁目まで、馬場春雨町一丁目、馬場春雨町二丁目、馬場小城町一丁目、

馬場小城町二丁目、生津滝坪町一丁目、生津滝坪町二丁目、生津内宮町一丁目、生津

内宮町二丁目、生津外宮東町一丁目、生津外宮東町二丁目、生津外宮前町一丁目、生

津外宮前町二丁目、生津天王町一丁目、生津天王町二丁目、生津天王東町一丁目、生

津天王東町二丁目、馬場北町、東結、横屋、中宮、呂久、大月字江川、字割地、古橋

字西脇、字北河原、字北屋敷、字中屋敷、字神田、字八ノ坪、字八反田、字苗代、字

南屋敷、字土海道、字若宮、字村前、字長刀、字向折、字飛驒柳、字西若宮、字東若

宮、字地飛、字石田、字向島、字川口、字江川、字西田、字上流、字川田、字中道南、

字西土海道、字阿弥蛇堂、字東土海道、字外浦、字浦畑のうち三三七、三三八の一、

三三八の二、三三九から三三五まで、三三六の一から三三六の三まで、三三七、三三

八、三三九の一から三三九の六まで、三四〇から三四四まで、三四五の一から三四五

の三まで、三四六の一、三四七から三五〇まで、三五一の一、三五一の二、三五一の

三、三五一の四、三五一の五、三五六の一から三五六の四まで、三七二の一から三七二の

三まで、三七三から三七五まで、三七六の一、三七六の二、三七七の一、三七七の二、

三七八の一、三七八の二、三七八の三、三七八の四、三七八の五、三七八の六、三七八の七、

三七八の八、三七八の九、三七八の十、三七八の十一、三七八の十二、三七八の十三、三七八の十四、

三七八の十五、三七八の十六、三七八の十七、三七八の十八、三七八の十九、三七八の二十、

三七八の二十一、三七八の二十二、三七八の二十三、三七八の二十四、三七八の二十五、

三七八の二十六、三七八の二十七、三七八の二十八、三七八の二十九、三七八の三十、

三七八の三十一、三七八の三十二、三七八の三十三、三七八の三十四、三七八の三十五、

まで、四〇四の一、四〇四の二、四〇五の一、四〇五の二、四〇六の一、四〇六の二、四〇七の一、四〇七の二、四〇八の一、四〇八の二、四〇九の一、四〇九の二、四一〇の一、四一〇の二、四一一の一、四一一の二、四一二の一、四一二の二、四一三の一、四一三の二、四一四の一、四一四の二、四一五の一、四一五の二、四一六の一、四一六の二、四一七の一、四一七の二、四一八の一、四一八の二、四一九の一、四一九の二、四二〇の一、四二〇の二、四二一の一、四二一の二、四二二の一、四二二の二、四二三の一、四二三の二、四二四の一、四二四の二、四二五の一、四二五の二、四二六の一、四二六の二、四二七の一、四二七の二、四二八の一、四二八の二、四二九の一、四二九の二、四三〇の一、四三〇の二、四三一の一、四三一の二、四三二の一、四三二の二、四三三の一、四三三の二、四三四の一、四三四の二、四三五の一、四三五の二、四三六の一、四三六の二、四三七の一、四三七の二、四三八の一、四三八の二、四三九の一、四三九の二、四四〇の一、四四〇の二、四四一の一、四四一の二、四四二の一、四四二の二、四四三の一、四四三の二、四四四の一、四四四の二、四四五の一、四四五の二、四四六の一、四四六の二、四四七の一、四四七の二、四四八の一、四四八の二、四四九の一、四四九の二、四五〇の一、四五〇の二、四五〇から五〇六まで、五二八の一、五二八の二、字太田のうち二〇六、二〇七の一、二〇七の二、二〇八から二一九まで、二二〇の一、二二〇の二、二二一から二一九まで、早野字堤外のうち八六二、字系貫川通のうち八六四の一、八六四の二から八六四の一六七まで、八六四の一六九から八六四の二二〇まで、八六七の七、八六八の三、八六八の五、八六八の六、八六八の八、八六八の九、八六九の七から八六九の一六まで、八七四の九から八七四の二二まで、八七五の一、八七五の四から八七五の二七〇まで、字村東道上のうち二七一、一七二、字金屋辻のうち一七三、二二八の一から二二八の五まで、二二九の一、二二九の二、二二〇から二二四までの全部（地先公有水面を含む。）

三 参考

この変更により都市計画区域から除外される土地の区域

各務原市川島小網町、川島松倉町、川島河田町、川島松原町、川島渡町、川島北山町、川島笠田町、川島竹早町、川島緑町の全部（地先公有水面を含む。）

岐阜県告示第六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定により各務原都市計画区域を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十一年一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画区域の名称

各務原都市計画区域

二 都市計画区域に含まれる土地の区域

各務原市の行政区域の全域（地先公有水面を含む。）

三 参考

この変更により新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

各務原市川島小網町、川島松倉町、川島河田町、川島松原町、川島渡町、川島北山町、川島笠田町、川島竹早町、川島緑町の全部（地先公有水面を含む。）

岐阜県告示第六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十一年一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類

岐阜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 二 都市計画を定める土地の区域
- 都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課並びに岐阜市都市建設部都市計画課、各務原市都市建設部都市計画課、瑞穂市都市整備部都市開発課、本巢市産業建設部都市計画課、岐南町建設課、笠松町建設水道部建設課及び北方町都市環境農政課

岐阜県告示第六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十一年一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類
 - 各務原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
 - 都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所
 - 岐阜県都市建築部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

岐阜県告示第六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十一年一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類
- 岐阜都市計画区域区分
- 二 都市計画を定める土地の区域
 - 都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課並びに岐阜市都市建設部都市計画課、各務原市都市建設部都市計画課、瑞穂市都市整備部都市開発課、本巢市産業建設部都市計画課、岐南町建設課、笠松町建設水道部建設課及び北方町都市環境農政課

岐阜県告示第六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十一年一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類
 - 各務原都市計画区域区分
- 二 都市計画を定める土地の区域
 - 都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所
 - 岐阜県都市建築部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

岐阜県告示第六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十一年一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画、美濃加茂都市計画、各務原都市計画、八百津都市計画、可児都市計画、御嵩都市計画及び坂祝都市計画下水道

木曾川右岸流域下水道

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課、岐阜市都市建設部都市計画課、美濃加茂市水道部下水道課、各務原市都市建設部都市計画課、可児市水道部下水道課、岐南町建設課、笠松町建設水道部建設課、坂祝町産業建設課、川辺町上下水道課、八百津町建設課及び御嵩町上下水道課

岐阜県告示第六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十一年一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画緑地

五号 国営木曾三川公園岐南・笠松緑地

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課、各務原市都市建設部都市計画課、岐南町建設課、笠

松町建設水道部建設課

岐阜県告示第七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十一年一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

各務原都市計画緑地

一号 国営木曾三川公園各務原緑地

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課、各務原市都市建設部都市計画課

公 示

行政書士法による聴聞の実施

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十四条の三第三項及び第五項の規定により公開の聴聞を行うので、岐阜県聴聞規則（平成六年岐阜県規則第八十二号）第九条の規定に準じて次のとおり公示する。

平成二十一年一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一日 時 平成二十一年二月九日 午後三時
- 二 場 所 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県庁二階相談室六
- 三 被聴聞者

- (一) 氏名 井戸 長四郎
- (二) 住所 加茂郡川辺町西栃井一七四七番地一

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年一月九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人龍の瞳倶楽部
- 三 代表者の氏名 今井 隆
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県下呂市萩原町宮田一四三五番地の一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、米の品種「龍の瞳」に関わりあつて活動し、農業や地域のくらしを支える良質な水を確保するための森林の整備を行い、河川の浄化を目指す活動を行う。また、水田の生物相を再生させ、都市住民との交流や情緒豊かな子供たちが増えるための活動を行う。そして、これらの活動を通して、中山間地域の農林業の維持発展、都市と農村との交流に寄与することを目的とする。

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十一年一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
県営中山間地域農村活性化総合整備事業	南飛騨萩原地区（宮田工区）	平成二〇・三・二五

平成二十一年一月三十日印刷
平成二十一年一月三十日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む）